

芦屋市大学等入学支度金給付制度

芦屋市では、向学心を持ちながら、経済的な理由で大学等への入学が困難なかたに対し、入学に必要な支度金（入学金又は入学金）を給付する大学等入学支度金給付制度を実施します。

対象者

次のすべての要件を満たしているかた

- ① 申請時点で1年以上継続して芦屋市に住所を有しているかた
- ② 令和4年度秋入学及び令和5年4月に学校教育法第1条に規定する大学等のうち、国の高等教育の修学支援新制度の対象となっている大学等に入学しようとするかた
学校教育法第1条に規定する大学等とは・・・
国、地方公共団体及び学校法人が設置する
 - 大学
 - 短期大学
 - 高等専門学校（第1学年から第3学年までを除く）
 - 高等学校専攻科
 - 特別支援学校専攻科
 - ※大学院は対象外です。
- ③ 国の高等教育の修学支援新制度を申請しているかたで、第I区分で採用されている、もしくは採用候補者となっているかた
- ④ 大学等が実施する他の減免等の制度により入学支度金の全額免除を受けていないかた（入学後に全額免除を受ける見込みであるかたを含む。）

国の高等教育の修学支援新制度への申請を必ず行ってください。

詳しくは在学学校、もしくは日本学生支援機構(0570-666-301)へお問い合わせください。

※修学支援新制度とは、令和2年4月に始まった制度です。日本学生支援機構の給付型奨学金を受けられる対象者を拡充し、あわせて進学先の授業料・入学金も減免（免除 or 減額）されます。

給付額

入学金の実負担額を給付します（上限20万円、1人1回に限ります。）

※実負担額とは、入学金の額から他の減免制度の減免額を控除した額のことをいいます。

受付期間

令和4年9月1日から令和5年3月31日

手続の流れ

申請から給付までの手続きは以下のとおりです。

① 給付申請	必要書類をそろえて給付申請書を提出 ※入学金等納付前に申請してください。
② 給付の可否の決定	給付の可否について通知します。
③ 給付請求	入学する大学等へ合格した後、合格通知書の写しを添付して請求書を提出
④ 給付	原則本人又は保護者名義の口座に振込みます。
⑤ 領収書の提出	入学する大学等へ入学金（入学金）を納入後、速やかに領収書を提出
⑥ 在学証明書等の提出	入学後1か月以内に在学証明書又は学生証の写しを提出

申請書類

入学料又は入学金の納付前に必要書類をそろえて申請してください。

- ① 芦屋市大学等入学支度金給付申請書
- ② 国の高等教育の修学支援新制度を第 I 区分で採用されている、もしくは採用候補者となっていることがわかる書類
- ③ 入学予定の大学等の入学金（入学料）の額が確認できる書類（パンフレット等）
- ④ 他の減免制度により入学支度金の一部免除を受ける場合は、その額がわかる書類

◆給付申請書は芦屋市ホームページからダウンロードできます。

◆入学金（入学料）の額が確認できる書類については写しで構いませんが、大学等の名称が確認できる箇所（表紙等）も併せて提出してください。

◆審査を行い、給付の可否を決定し、後日通知します。

◆給付決定後に入学予定の大学の変更、他の減免制度への申請状況など申請時点と状況に変更が生じた場合は、速やかに管理課までお知らせください（状況の変更等によって、給付決定額に変更が生じる場合や給付対象者に該当しなくなる場合があります。）。

入学支度金の給付請求

入学する大学等へ合格後、下記の書類をそろえて請求してください。

- ① 芦屋市大学等入学支度金給付請求書
- ② 合格通知書の写し

◆給付決定した年度を過ぎてからの請求はできません。

◆原則、本人又は保護者名義の口座へ振込みます。

領収書の提出

入学する大学等へ入学金（入学料）を納入後、速やかに領収書の写しを提出してください。

在学証明書等の提出

入学後 1 か月以内に入学された大学等の在学証明書又は学生証の写しを提出してください。

◆在学証明書又は学生証を期日までに提出されなかった場合、入学されなかったものとみなし、給付の決定を取消す場合がありますので、必ず提出してください。

給付の決定が取消しとなる場合

下記に該当する場合は、給付の決定を取消します。取消し時点で既に入学支度金の給付を受けておられる場合は、当該支度金の一部又は全部を返還していただきます。

- ① 学校教育法第 1 条に規定する大学等に入学しなかったとき
- ② 入学給付金の給付の対象の要件に該当しなくなったとき
- ③ 大学等において入学金等の全部免除を受けたとき
- ④ 実際に支払われた大学等の入学金（入学料）が給付決定額を下回るとき
- ⑤ 詐欺その他不正な行為により入学支度金の給付を受けたとき
- ⑥ その他教育委員会が入学支度金を給付することが適当でないと認めたとき
- ⑦ 目的以外の用途に使用したとき

お問い合わせ

〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号

芦屋市教育委員会管理課 直通 0797-38-2085



芦屋市大学等入学支度金制度 Q&A

Q1 国の高等教育無償化との併用はできますか。	A1 国の高等教育無償化の対象となるかたは、修学支援新制度への申請を行ってください。その上で減免されなかった金額について、本制度の対象となります。
Q2 専修学校は対象になりますか。	A2 本制度は、学校教育法第1条に規定する大学等を対象としており、専修学校は対象ではありません。 ※専修学校：学校教育法第124条に規定されている教育施設です。
Q3 大学の通信制課程は、制度の対象になりますか。	A3 対象となる大学等の通信制課程については対象となります。
Q4 既に大学等に通っていますが、申請の対象になりますか。	A4 この制度は、新たに大学等へ入学するかたの入学金（入学料）を給付の対象としているため、申請することはできません。
Q5 高等専門学校3年生から4年生に進学など、いわゆる内部進学は申請の対象になりますか。	A5 Q3と同様、この制度は入学金を給付の対象としており、内部進学で入学金が発生しない場合は対象にはなりません。なお、外部から編入される場合や内部進学でも入学金が発生する場合は対象となります。
Q6 入学する大学等の入学金実負担額は15万円ですが、20万円の給付を受けることができますか。	A6 給付額は、20万円を上限としており、実際、お支払いされた入学金が上限額未満である場合は、実際にお支払された入学金の額が給付決定額になります。
Q7 給付決定後に給付申請書に記載した入学予定の学校と異なる学校に入学することが決まりました。その場合でも入学支度金の給付を受けることはできますか。	A7 実際に入学される学校が、本制度の給付対象である大学等であれば、入学支度金の給付を受けることができますが、変更申請（届）書の提出が必要です。なお、実際に入学される学校の入学金が給付決定額を下回る場合については、給付決定額もそれに併せて変更となります。 (例) A 大学入学予定として20万円の給付が決定（給付決定額）していたが、実際、入学金実負担額15万円のB大学に入学が決定した場合 ⇒給付決定額は20万円から15万円に変更となります。
Q8 大学等へ入学後に必要な手続きはありますか。	A8 大学等へ入学されたことを確認するため、入学後1か月以内に在学証明書又は学生証の写しを提出してください。提出されないと、大学等へ入学された確認ができないため、給付を取消す場合があります。
Q9 令和3年度にC大学へ入学する予定で当該入学支度金の給付を受けましたが事情で取りやめ、令和3年度にD大学に入学することにしました。再度、入学支度金の給付を受けることはできますか。	A9 この制度は1人1回限りの給付であるため、大学等への入学の有無に関わらず、過去に給付を受けたかたについては、申請することができません。 なお、令和4年度に申請したものの、実際に給付を受けなかった場合は、次年度以降で再度申請することは可能です。
Q10 入学までに国の高等教育の修学支援新制度を申請できません。この場合は、芦屋市の申請はできますか。	Q10 入学までに国の高等教育の修学支援新制度を申請できなかったかたで、在学申請を行う予定のかたは、入学した年度内に限り、申請を行うことができる場合があります。詳しくは、令和4年4月以降の本制度ホームページ等をご覧ください。

申請書記載例 ※下記を参照にご記入ください。

様式第1号(第5条関係)

芦屋市大学等入学支度金給付申請書

令和4年 10月 1日

芦屋市長 宛

芦屋市大学等入学支援金給付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添えて入学支度金の給付を申請します。

審査のため申請者に係る住民基本台帳を閲覧することに同意します。

申請者	(ふりがな) 氏名	あしや たろう 芦屋 太郎 (生年月日 2006年 4月 2日)		
	住所	(〒659-0064) (電話1234-56-7890) 芦屋市 精道町 7番 - 6号		
保護者等	(ふりがな) 氏名	あしや いちろう 芦屋 一郎 (申請者との続柄 父)		
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同居 (電話 - -) (〒 -) 【別居(申請者住所と異なる)場合、住所・連絡先を記入】		
大学等	学校種別	学校名	学部等	入学金
	・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・その他	●●●●大学	文学部	300,000円

【入学予定学校名】
申請時点で入学を予定されている学校名等記入してください。

(添付書類)

- 入学予定の大学等の入学金の額を証する書類
- 高等教育の修学支援新制度を第1区分で採用されていることが確認できる書類(写し可)
- 他の減免制度により入学金の一部免除を受ける場合は、その額が確認できる書類
- 在学証明書又は学生証の写し(入学後申請のみ)
- その他()

(市記入欄)	受付(No.)		
審査項目		給付額	円
芦屋市に継続して1年以上住所を有している	審査	通知	・

【保護者住所欄】

- 申請者と同居されている場合
- 申請者と同居 にチェック、連絡先を記入してください。
- 単身赴任等で別居されている場合
別居の住所・連絡先を記入してください。